

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 30 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
企 業 主 導 型 保 育 事 業 等 担 当 室

令和 5 年 2 月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う
企業主導型保育施設の利用料減免に係る支援について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

企業主導型保育施設における利用料については、感染防止策と社会経済活動の両立を目指していく局面に入っていることを踏まえ、令和 5 年 1 月末までの臨時的措置として、感染者や濃厚接触者が確認された企業主導型保育施設が、臨時休園または登園自粛要請を行い、欠席した児童の利用料の減額を行った場合について助成の対象としておりましたが、当該臨時的措置を令和 5 年 3 月末まで延長することといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症により認可保育所が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置が令和 5 年 4 月以降は廃止されることから、当該企業主導型保育施設の利用料減免に係る支援については、令和 5 年 3 月末をもって廃止します。（「新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について」（令和 2 年 5 月 12 日付事務連絡）は令和 5 年 3 月末をもって廃止。）併せて、「新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合の運営費等の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う企業主導型保育施設の人員基準等の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡）についても、令和 5 年 3 月末をもって廃止しますので、予め企業主導型保育事業の実施者に対し、周知をお願いいたします。